

群馬県道正化通信 NO. 130(令和元年6月号)

荷役作業や付帯業務の乗務記録への記載について

平成29年7月1日から、荷待ち時間等の乗務記録の記載義務(群馬県適正化通信No.106)がありましたが、トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のため、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部が改正されました。本年6月15日より、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集貨地点等で「荷役作業」又は「附帯業務」を実施した場合についても乗務記録(運転日報)への記載対象となります。

ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題となっている中、長時間の荷待時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

このような現状を踏まえ、国土交通省では、今回の一部改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを一層促進するとともに、国としてもトラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

改正趣旨をご理解いただくとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

また、今般の改正により各社の「運行管理規定」についても変更が必要となります。

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年7月30日運輸省令第22号）（抄）

(乗務等の記録)

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一~五 (略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項

イ 貨物の積載状況

ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 集貨地点等

(2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時

(3) 集貨地点等に到着した日時

(4) 集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

(5) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附随する業務（以下「附随業務」という。）を実施した場合にあっては、附随業務の開始及び終了の日時

(6) 集貨地点等から出発した日時

ハ 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附随業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあつては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあつ

ては、次に掲げる事項（口に該当する場合にあっては、（１）及び（２）に掲げる事項を除く。）

（１） 集貨地点等

（２） 荷役作業等の開始及び終了の日時

（３） 荷役作業等の内容

（４） （１）から（３）までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

七・八（略）

- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。（令和元年５月１０日公布 同年６月１５日施行）

《参考》 国土交通省ホームページ荷役作業等の記録義務付け（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）に関するＱ＆Ａ集（一部抜粋）

- 附帯業務とは、「貨物自動車運送事業に附帯する業務」をいいます。（例：「荷造り」、「仕分け」、「検収・検品」、「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」、「はい作業」等）
- 「荷役作業等の内容」については、「積み込み」、「取卸し」、「仕分け」、「棚入れ」等といった、運転者が行った荷役作業等の種類が特定できる程度に記載ください。また、「積み込み」や「取卸し」については、手荷役／機械荷役の区別がされていると、より詳細な実態把握につながります。
- 「契約書」には、個々の運送契約の内容を「送り状」や「発注書」を使用して定めているような場合には、その名称の如何によらず、貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条の「契約書」に該当するものと考えられます。
- 作成した記録の管理について、紙ではなく、デジタル方式による記録管理も可能です。その場合の荷主の確認が得られた旨等については、例えば、実施した荷役作業等の内容等や記録・保存をデジタル方式で行うことについてあらかじめ現場で荷主側の確認を得た上で、運送事業者側でその旨を記録すること等が考えられますが、荷主側の確認を得ることが難しい場合は、荷主の確認が得られなかった旨を記録してください。
- 実施した荷役作業等の内容等について、荷主側担当者より記録を行わないよう依頼があった場合は、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則により乗務記録として記録・保存が義務付けられているため、荷主からそのような依頼があった場合も記録が必要となります。なお、実施した荷役作業等の内容等に関する荷主の確認については、当該確認が得られなかった場合には、その旨を記録すれば足りることとなっています。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

荷待時間・荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正)に伴う乗務記録付票【記載例】

※荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています。

〔 発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合 〕

ハターン例 (サンプルA)

8:45	集荷地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機:20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り)	→20分
10:00 ~ 10:30	荷主都合の待機:20分	
10:30 ~ 11:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
11:30	積み込み 出発	→60分

※荷役作業等が契約書に明記されている場合、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

〔 着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外 〕

ハターン例 (サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機:40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し (荷主都合の待機:20分)	→20分
17:20 ~ 17:50	附帯業務 (梱入れ)	
17:50	出発	→30分

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名:株式会社〇〇 車両番号:〇〇〇〇

日付	担当ドライバー	集荷地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	荷込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容 (発・着) 荷主側担当者確認欄 得られなかった場合、荷主側担当者不在の場合				
1. 積み込み (手荷役・袋詰め等) 2. 取卸し (手荷役・袋詰め等) 3. 荷役 4. 仕分 5. 検閲・検査 6. 検閲 7. 検閲 8. 検閲 9. 検閲 10. 検閲 11. その他 ()				

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合は、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、荷地ににおいては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名:株式会社〇〇 車両番号:〇〇〇〇

日付	担当ドライバー	集荷地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	荷込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	80分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容 (発・着) 荷主側担当者確認欄 得られなかった場合、荷主側担当者不在の場合				
1. 積み込み (手荷役・袋詰め等) 2. 取卸し (手荷役・袋詰め等) 3. 荷役 4. 仕分 5. 検閲・検査 6. 検閲 7. 検閲 8. 検閲 9. 検閲 10. 検閲 11. その他 ()				

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合は、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、荷地ににおいては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

荷待時間・荷役作業等記録票

荷主名:

車両番号:

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の 指定時刻

荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み／取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()			

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

※この様式により記載する事項は、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則により、トラック事業者において記録・保存することが義務付けられています。不明な点等があれば、国土交通省又はお近くの地方運輸局までお問い合わせ下さい。

荷待時間・荷役作業等記録票

荷主名:

車両番号:

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の 指定時刻

荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み／取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()			

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

※この様式により記載する事項は、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則により、トラック事業者において記録・保存することが義務付けられています。不明な点等があれば、国土交通省又はお近くの地方運輸局までお問い合わせ下さい。